

00958

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当たる翌日)

鳥取県条例第二十三号

鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第一項の規定に基づき、蒜山大山有料道路事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、蒜山大山有料道路事業収入、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、蒜山大山有料道路事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

陸運事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県条例第二十四号

陸運事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百四十三

部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

- 条 例
- 鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例
- 陸運事務所設置条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 鳥取県收入証紙条例の一部を改正する条例
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

号) 附則第三項の規定に基づき、道路運送法(昭和二十六年法律第百八
十三号)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)、自動車

抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)、道路交通に関する条約の実
施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百
九号)及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関す
る特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の施行に関する事務を

分掌させるため、陸運事務所を置く。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)

の一部を次のように改正する。

別表第七中「小鹿小学校中津分校」を「東小学校中津分校」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和三十五年十

月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三

十一日」に改める。

附則別表第一中「東伯小学校倉坂分校」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一
号)の一部を次のように改正する。

第六条中「職員」を「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二
十一号)」の規定により「職員」に改める。

第九条第五項ただし書中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め
る。

附則第五項中「給与が給料及び扶養手当に区分して支給される」を削り、
「及び扶養手当」を「及びこれらに対する調整手当」に、「扶
養手当及び暫定手当」を「、これらに対する調整手当及び暫定手
当」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 昭和二十九年二月二十八日に現に在職していた職員の同日以前におけ
る次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職

期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので、国家公務員等退職手当法施行令附則第三項第三号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する

法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、国家公務員等退職手当法施行令附則第三項第六号の規定により内閣総理大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

ロ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

附則第十項第二号中「外國政府職員等」の下に「、外国特殊機関職員」を加え、同項第三号中「軍人軍属」を「救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属」に改める。

附則第十五項中「在外研究員等」を「救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等」に改める。

附則第十七項第二号中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

附則第十八項を次のように改める。

前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職につては、整理退職に該当する退職を除く。

一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（他の公務員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の他の公務員となる場合を含む。）の退職

二 職員が任命権者の要請を受けて他の公務員となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に当該他の公務員となる場合の退職

三 附則第八項各号又は附則第九項各号（これらの規定を附則第十三項及び附則第十六項において準用する場合を含む。）の退職

四 附則第十二項（附則第十三項において準用する場合を含む。）の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

（施行期日等） 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第八項、第十項第二号及び第三号、第十五項並びに第十八項の規定は、昭和四十二年六月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 昭和四十二年六月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した職員につき、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例

附則第八項（同条例附則第十三項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した退職手当の額が新条例附則第八項第一号（新条例附則第十三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定を適用して計算した退職手当の額よりも多いときは、新条例附則第八項第一号の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。第三条第二項中「認定される」を「認められる」に改める。

第十二条第一項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

附則第三条第二項各号中「一時金が支給された月の翌月」を「一時金が支給された月後最初の遺族補償年金の支払期月」に改める。

附 則

00952

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十一月一日から適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十年十一月鳥取県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の二の5の(1)中「高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。）」の下に「又は高等専門学校」を加え、同表の二の5の(2)中「高等学校」の下に「又は高等専門学校」を加える。

別表の三の表の住宅資金の項中「一五〇、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、同表の修学資金の項中

高等学校卒業後	貸付期間
六月以内	すえ置期間経過
後五年以内	高等学校在学期間内

高等教育学校又は高等専門学校卒業後六月以内	すえ置期間経過後八年以内
貸付限度 以降の場合は月額三〇〇〇円 専門学校在校期間内	貸付期間内 高等教育学校又は高等専門学校在校期間内

に、同表の災害援護資金の項中「一〇〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表の米子農業改良普及所の項中「伯仙町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二中「西伯郡伯仙町尾高字南屋敷一、七三三番地先から同郡同町岡成字岡成原五八七の六番地先」を「米子市尾高字南屋敷一、七三三番地先から同市岡成字岡成原五八七の六番地先」に改める。

別表第三中 県道上浅津田後線 全 線

県道上浅津田後線 全 線

県道上浅津田後線 全 線
起点から二百メートル
までの区間以外の区間

に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五百円及び千円」を「五百円、千円及び五千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県条例第三十二号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年九月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県米子警察署の項中「、伯仙町」を削る。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十三年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗